**水洗化切り替え工事のお願い**

本市では、地域の生活環境の向上を目的として、下水道の整備をしています。

公共下水道の供用が開始された場合、遅滞なく公共下水道に接続するように、また、汲み取り便所の場合は3年以内に水洗便所に改造するように法律※で義務付けられています。

公共下水道への接続工事につきましては、市が指定した排水設備工事店（指定工事店）が行うこととなっていますので、工事の申し込みは指定工事店までご連絡ください。

ご不明な点がございましたら上下水道工務課給排水担当（092-923-1111）までお問い合わせください。

※下水道法第10条、第11条の３

****

**水洗化を行うことのメリット**

**・生活雑排水も下水道管へ排出されるため、地域の環境衛生の向上につながります。**

****

**・臭いがなくなり、ハエ等の害虫が減ります。**



**・汲み取り、浄化槽の維持管理が不要になります。**

**水洗化の流れ**

**指定工事店へ依頼し見積もりを取る**

⇒複数の指定工事店から見積もりを取り、工事の検討をしてください。

**市へ工事の申請を行う**

⇒指定工事店が申請を代行します。

**工事を行う**

⇒汲み取り式の便槽、浄化槽については消毒・取り壊しを行い撤去します。

**完了検査を受ける**

⇒工事完了届を確認し、指定工事店立ち会いのもと市役所の検査員が現地検査を行います。

**下水道の使用開始**

⇒公共下水道使用開始届を提出し、使用開始することで下水道使用料が発生します。

